

## 核燃料物質使用変更許可申請の合理化について

令和4年1月18日  
日本原子力研究開発機構  
安全・核セキュリティ統括部

JAEAにおける核燃料物質使用施設は、施設数が多く、外部機関の利用による依頼に基づき使用変更許可申請を行うこともあることから、案件によっては、拠点ごとに申請の準備が整った段階で順次申請する場合もある。安全・核セキュリティ統括部では、JAEA全体の許認可案件の優先順位を検討し、希望する許認可時期を原子力規制庁殿に提示しているが、核燃料物質使用変更許可申請は件数が多く、昨今では標準的な審査期間を超えて審査いただく場合がある。

このような状況を勘案し、許認可審査を効率的に進められるように、各施設で予定している申請をまとめることで、核燃料物質使用変更許可申請の申請頻度を、原則として、以下のとおり合理化する。

核燃料物質使用変更許可申請：年2回

核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請：年3回

本運用は令和4年度から開始する。